㊢

八千代市監査公表第１３号
平成２２年９月２日

八千代市監査委員　水　野　　　厚

八千代市監査委員　横　山　博　美

平成１８年度定期監査（安全環境部）の結果に基づき又は
当該監査の結果を参考として講じた措置の公表について

平成１９年６月２８日付け八監第８９号により提出した平成１８年度定期監査（安全環境部）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置について，地方自治法第１９９条第１２項の規定により，市長から通知がありましたので，当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

措置内容

対象機関	所見及び措置内容
総合防災課	【所見】 1　かぎの管理等，防災倉庫の使い方について（要望事項） 防災倉庫の使い方に関するマニュアルを作成し，災害時の対応に備えるよう努められたい。 【措置内容】 かぎの管理等，防災倉庫の使い方については，「八千代市防災倉庫等の管理運用要領」により運用しておりますが，防災倉庫内の各種資機材等の使い方については，既存の取扱説明書の他に操作マニュアルを作成し，災害時の対応に備えるよう改善いたしました。
交通安全対策課	【所見】 1　市営自転車駐車場用地等の財産管理について（指摘事項） 財務規則第２２０条第２項及び第２２８条第３項によると，財産管理者は公有財産の引継ぎ及び所管換えに当たり，実地に立会い，引継ぎを受ける財産を確認して引継ぎを受けなければならないと規定されている。その際には，関係図面，権利関係書類その他必要な書類を添えることとされている。 また，同規則第２６３条第２項によると，財産管理者は，その所管に属する公有財産につき，異動の状況を明らかにしておかなければならないと規定されている。 財産管理者には，管理すべき財産に関する書類を常に整理保管することが求められている。 しかしながら，市営自転車駐車場に関する土地及び建物の関係図面，権利関係書類その他必要な書類が整理保管されておらず，公有財産の状況が正確に把握されていなかった。 直ちに事実を確認するとともに，規則に基づき適正な財産の管理を行われたい。 【措置内容】 市営自転車駐車場に関する土地及び建物の関係図面，権利関係書類その他必要な書類について管理台帳を作成し，適正に保管しております。
	【所見】 2　市営自動車駐車場について（要望事項） 市営自動車駐車場について，利用状況及び利用率を正確に把握し，効率的に利用されるよう料金体系等を検討されたい。 【措置内容】 市営自動車駐車場の利用状況については，民間駐車場の増加及び利用料金の格差等から年々利用台数が減少しております。また，既存の旧型パーキングシステムでは料金体系等のシステム変更は対応ができないため，施設の新規設置が必要になります。 これらのことから，市営自動車駐車場の必要性等を再度検討した上で，自転車駐車場等への転換に向けた計画を今年度中に策定いたします。
	【所見】 3　保管自転車の引取りについて（要望事項） 放置自転車・自動車対策事業の保管自転車返還・整理業務について，保管自転車の引取り率を上げ，さらに多くの自転車を所有者に返還できるよう努められたい。

対象機関	所見及び措置内容
	【措置内容】 保管自転車の所有者を確認し引取通知書を迅速に送付するため，書面により行っていた八千代警察署への防犯登録の照会を，フロッピーディスクによるデータ情報交換をすることで，保管から引取通知書を送付するまでの期間の短縮を図ったことや広報やちよの自転車の放置防止に関する特集記事の中で保管された放置自転車の引取り方法等の周知を行い引取り率が向上した。
クリーン推進課	【所見】 1　委託契約の相手方の確認について（要望事項） 塵芥収集運搬業務委託契約の委託先は八千代清掃事業協同組合となっている。資源物収集運搬業務委託契約の委託先は八千代清掃事業協同組合及び八千代資源回収事業協同組合となっている。事業協同組合は特別法に基づく組合員の相互扶助を目的とした法人であり，契約に当たっては定款等関係書類を十分確認の上執行するよう留意されたい。 【措置内容】 八千代市清掃事業協同組合が平成２１年１０月に事業内容を見直し，定款の第７条⑴「組合員の行う一般廃棄物収集運搬処理業務の受注斡旋」を「組合員の行う一般廃棄物（事業系廃棄物を除く）収集運搬処理業務の共同受注」に変更・是正したことを確認しました。 また，八千代資源回収事業協同組合との契約に際しても定款等関係書類の確認を行った上，契約を行っています。
	【所見】 2　ごみ処理の行政コストについて（要望事項） ごみ処理の行政コストを住民にＰＲし，ごみ処理に要するコストへの市民の関心と理解を高め，ごみの発生抑制及びリサイクルの推進につながるよう努められたい。 【措置内容】 ごみ処理に係る行政コストへの関心と理解を高めていただくため，平成２０年度より広報やちよの３Ｒ（リデュース・リユース・リサイクル）特集記事において，ごみの総収集量の推移と処理経費についてお知らせするようにしました。 また，自治会等からの要請による「出前講座」においてもごみ処理の現状とそれに係る経費等の説明を行い，ごみの発生抑制及びリサイクルの推進につながるよう努めております。
	【所見】 3　備品台帳の整備について（清掃センター　指摘事項） 財務規則第２８５条第１項によると，財産管理者は，その所管に属する備品につき，備品台帳を備えて記録し，常に備品の状況を明らかにしておかなければならないと規定され，備品台帳の様式が同規則第１２６号様式に定められている。 しかしながら，清掃センターにおいて備品台帳として作成し，保管している台帳は，所管する物品を一覧表にして記載しているもので，規則とは異なる管理方法を取っていた。 備品台帳を整備されたい。

対象機関	所見及び措置内容
	【措置内容】 財務規則第１２６号様式を用いて，備品台帳を整備いたしました。
	【所見】 4　１社随意契約について（清掃センター　指摘事項） 依然として，１社随意契約が多数見受けられるので，契約方法を検討するとともに，１社随意契約を締結するに当たってはその理由を明確にし，詳細かつ適正な価格の積算を行われたい。 【措置内容】 これまで１社随意契約を締結していたものにつきまして，改めて精査，検討を行い，以下のとおり見直しを行いました。 ①　１社随意契約によらないことができると判断できたものにつきましては，契約方法自体の見直しをいたしました。 ②　１社随意契約以外の契約方法によることが困難であると判断したものにつきましては，その理由をできる限り明確に随意契約理由書に記載いたしますとともに，価格の適正を期するために，より詳細な積算を行うように努めました。
	【所見】 5　職場の環境作りについて（清掃センター　要望事項） 規律のある業務の執行及び職場内の意思の疎通に気を配った環境の維持に努め，常に自主点検を行い，諸業務の実施状況を記録に留められるよう努められたい。 【措置内容】 ⑴　多くの職員が在籍する上に，職員が職務内容ごとに班に分かれ，離れた場所で勤務するという清掃センターの職場環境の特殊性に配慮いたしまして，以下のことを行いました。 ①　所属長が，毎日センター内を巡視することにより，各勤務場所の状況の把握及び業務執行規律の向上に努めました。 ②　各班に班長を配置して，各班内の業務執行の規律の向上及び職員間の意思の疎通を図るとともに，班長会議を行い，センター全体の業務執行規律の向上及び職員間の意思の疎通を図りました。 ③　班員全員を対象として，日常業務の進め方，課題，今後の対応等について話し合う連絡会議を開催して，各職員が自己の役割分担を認識できるように配慮するとともに，作業状況に関する報告，連絡，相談の徹底を改めて命じました。 ④　行事の開催等を通じて，職員間の親睦を図り，もって職場内の意思の疎通に配慮いたしました。 ⑵　各班ごとの業務日誌の作成を命じることにより，常に自主点検を行い，諸業務の実施状況を記録に留められるよう配慮いたしました。

対象機関	所見及び措置内容
	【所見】 6　車両点検について（清掃センター　要望事項） 　法令の遵守及び安全管理のため，所管する車両の定期点検整備等の実施状況を把握の上，管理者による点検整備記録簿の確認を行われたい。 【措置内容】 　以下の措置を行い，法令の遵守及び安全管理に努めました。 ①　道路運送車両法により定められた定期点検整備等の実施をするとともに，各定期点検整備等に係る記録簿について，所属長が確認し，決裁をした上で，管理簿として保管いたしました。 ②　道路運送車両法により定められた日常点検整備の実施をするとともに，各車両について配備した運転日誌に，各職員が始業点検及び車両の運行状況等を記載し，所属長がこれを確認し，決裁をした上で，管理簿として保管いたしました。 ③　重機類及び車両の架装部分につきましては，労働安全衛生法に定める特定自主検査を行い，検査結果に係る書類のすべてについて，所属長が直接確認し，決裁をした上で，管理簿として保管いたしました。

㊢

八千代市監査公表第１４号
平成２２年９月２日

八千代市監査委員　水野　厚

八千代市監査委員　横山博美

平成１９年度定期監査（安全環境部）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置の公表について

平成２０年７月１８日付け八監第１０４号により提出した平成１９年度定期監査（安全環境部）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置について，地方自治法第１９９条第１２項の規定により，市長から通知がありましたので，当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

措置内容

対象機関	所見及び措置内容
総合防災課	【所見】 1　備品の管理について（指摘事項） 八千代市財務規則（平成８年八千代市規則第１５号。以下「規則」という。）第２８５条第１項には「財産管理者は，その所管に属する備品につき，備品台帳を備えて記録し，常に備品の状況を明らかにしておかなければならない」と規定され，同条第２項には「その所管に属する備品に標識を付さなければならない」と規定されている。 所管の備品について抽出により備品台帳と現物との照合を行ったところ，備品台帳が規則に定める様式と異なるかたちで作成されていたため，規則に基づき適正に管理されたい。 【措置内容】 備品台帳を規則に定める様式に改善いたしました。

㊢

八千代市監査公表第１５号
平成２２年９月２日

八千代市監査委員　水　野　　　厚

八千代市監査委員　横　山　博　美

平成２０年度定期監査（安全環境部）の結果に基づき又は
当該監査の結果を参考として講じた措置の公表について

平成２１年７月２３日付け八監第１３０号により提出した平成２０年度定期監査（安全環境部）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置について，地方自治法第１９９条第１２項の規定により，市長から通知がありましたので，当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

措置内容

対象機関	所見及び措置内容
総合防災課	【所見】 1　自主防災組織の結成率について（要望事項） 自主防災組織の結成率の向上に向けて中長期の目標を設けた上で，生活安全課と連携し，自治会等の市民組織の組織率の向上と併せて取り組まれたい。 【措置内容】 自主防災組織の結成率の目標については，八千代市第３次総合計画後期基本計画において，平成２２年度末の目標値として１０１組織の結成を目標としており，平成２１年度末において１１７組織の結成がされているところであります。 また，現在策定中の八千代市第４次総合計画においても，目標値を設け組織率の向上に努めてまいります。
戸籍住民課	【所見】 1　支所における現金過不足の処理について（要望事項） 支所の現金取扱事務において，過年度からの現金過不足が生じているが，当該現金過不足の適正な処理方法について検討し，適正に処理されたい。 【措置内容】 支所における現金過不足（支所の公金を管理する金庫内に保管されていた現金）について調査したところ，その現金の性格を特定することはできず，帰属すべきところが判明しないため，雑入として収入いたしました。 なお，現在，現金の取扱いについては，２人で確認するなどのチェック体制の強化を図るとともに，領収に係るレジ取扱いを記録が残るよう，領収の種類に応じた表示，預り金及びつり銭の表示をする形式に改善し，過不足が生じないよう努めております。
	【所見】 2　勝田台市民文化プラザの放置自転車の防止対策について（要望事項） 勝田台市民文化プラザの放置自転車の駐車対策については，放置自転車の整理業務を社団法人八千代市シルバー人材センターに委託しているが，放置防止対策を講じ，放置自転車の減少に努められたい。 また，勝田台市民文化プラザの維持管理業務との一本化についても検討し，自転車駐車管理業務の委託を見直されたい。 【措置内容】 平成２２年度より，自転車駐車管理業務を見直して，勝田台市民文化プラザの維持管理業務委託と一本化しました。これにより勝田台市民文化プラザの常駐維持管理を行う常駐者も自転車整理の業務に当たることとなり，放置自転車が減少しております。 なお，プラザ周辺の道路は交通安全対策課と連携を図り，放置自転車の減少に努めてまいります。

対象機関	所見及び措置内容
交通安全対策課	【所見】 1　市営自動車駐車場の必要性の検討について（要望事項） 　市営自動車駐車場の近年の利用率の低迷や，当該市営自動車駐車場周辺の民間自動車駐車場の充実等を勘案し，市営自動車駐車場の必要性等について総合的に検討し，行政運営の効率化に取り組まれたい。 【措置内容】 　駅周辺における駐車対策の一環として，市が設置する自動車駐車場としての責務は達成されたと考えられます。 　そこで，今年度中に自転車駐車場等への転換計画を策定いたします。
	【所見】 2　廃棄自転車の再利用について（要望事項） 　保管自転車を廃棄する際に大半の自転車を鉄くずとして売払処分しているが，保管自転車の市への移管手続や部品交換等の修繕等についても検討し，自転車の再利用の促進に努められたい。 【措置内容】 　市が直接，廃棄自転車の修繕等を行い販売することについては，ＰＬ法対応の安全な自転車を供給するための自転車整理場の設置及び自転車整備士の確保など様々な問題があるため，難しいと考えております。 　そのため，再利用する自転車の選別範囲を広げ，自転車商協同組合への譲渡台数を増やし，自転車商協同組合加盟自転車店において整備し，リサイクル自転車として販売を行っています。
クリーン推進課	【所見】 1　し尿処理手数料の督促手続について（指摘事項） 　し尿処理手数料の滞納者に対する督促状の送付について，八千代市財務規則（平成８年八千代市規則第１５号。以下「規則」という。）第４３条第１項に規定する納期限から２０日を超えて送付されているため，規則に照らした上で，適切に督促する必要がある。 【措置内容】 　し尿処理手数料の督促手続については，八千代市財務規則に基づき，納期限から２０日以内に督促状を送付することを徹底しています。
	【所見】 2　し尿浄化槽汚泥搬入手数料の不納欠損処分について（要望事項） 　し尿浄化槽汚泥搬入手数料の滞納繰越分のうち，督促及び滞納整理が実質的に不可能なものについては，不納欠損処分等を検討し，適切に処理されたい。 【措置内容】 　実質的に督促及び滞納整理が不可能なものについては，財政課と協議のうえ２２年度内に不納欠損手続を行います。